**社会福祉法人指導監査結果概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 法人の名称 | 社会福祉法人臼井福祉会 | | |
| 実施年月日 | 令和５年１１月２２日 | 改善報告書提出日 | 令和６年２月２８日 |
| 文書指摘の内容 | | 改善状況 | |
| 代表者の変更登記については、変更後２週間以内に行うこと。また資産の総額の変更登記については、毎会計年度終了後３月以内に行うこと。  会計処理の承認においては、経理規程に従い、適切に承認を行い、その承認過程を明らかにしておくこと。  定款に記載の敷地面積と、登記事項証明書に記載の面積に齟齬があるため、一致させること。 | | 今後、代表者変更については、２週間以内に行うとともに、資産の総額の変更登記については、毎会計年度終了後３ヶ月以内に行う。  経理規程第１３条第３項を見直し、「証憑には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容について、会計責任者の承認印をうけなければならない。」と改訂するとともに、今後は、会計責任者の承認印を受ける。  令和７年３月開催の定例会で定款変更を審議予定。 | |